

事務連絡
令和6年6月26日

指定特定相談支援事業所 }
指定障害児相談支援事業所 } 運営法人代表者様

仙台市健康福祉局障害福祉サービス指導課長

「常勤の相談支援専門員」の配置が必要となる加算の算定について（周知）

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、対象となる加算の算定にあたっては指定権者へ事前の届出が必要となりますが、算定要件のうち「常勤の相談支援専門員」の配置が必要となる加算における「常勤」の考え方について改めて厚生労働省へ確認いたしましたので、お知らせいたします。

対象となる加算を算定されている相談支援事業所におかれましては、算定要件を改めてご確認いただき、要件を満たさない場合には給付費に係る届出を速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

1. 対象となる加算

- 行動障害支援体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
- 要医療児者支援体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
- 精神障害者支援体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
- 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
- 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）
- 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）

2. 「常勤」の考え方

「常勤」とは、事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいいます。

ただし、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものとして考えることができます。

- ➡ 「同時並行的な兼務」が認められるものについては、兼務していたとしても「常勤」となりますが、他の事業所の直接支援員など「時間を分けて配置する必要があるもの」については、他の事業所に勤務する時間は相談支援専門員としての勤務時間に含めることができないため、「非常勤」となることにご注意ください。

（例）1週間のうち20時間を相談支援事業所の相談支援専門員として勤務、残りの20時間を同一敷地内の他の事業所の直接支援員として勤務している場合、「非常勤」となる。

3. 同時並行的な兼務が認められるもの

併設する指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合には、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。）

※ いずれの場合であっても、業務に支障がない場合にのみ兼務が可能となります。

※ 上記以外の事業所の業務と兼務する場合には、原則として時間を分けて配置しなければなりません。判断に迷った場合には、個別にご相談ください。

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1（6階）
仙台市障害福祉サービス指導課
電話：022-214-6141、022-214-8743